

平成 25 年 度

八代市議会決算審査特別委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 議案第 97 号・平成 24 年度八代市一般会計決算ほか 11 件 …………… 1
-

平成 25 年 11 月 8 日（金曜日）

決算審査特別委員会会議録

平成25年11月8日 金曜日

午後1時00分開議

午後3時57分閉議（実時間164分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第97号・平成24年度八代市一般会計決算ほか11件

○本日の会議に出席した者

委員長 友枝和明君
副委員長 前川祥子君
委員 大倉裕一君
委員 福嶋安德君
委員 古嶋津義君
委員 堀徹男君
委員 前垣信三君
委員 増田一喜君
委員 村川清則君
委員 百田隆君
委員 幸村香代子君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

監査委員 江崎眞通君
会計管理者兼会計課長 有田俊二君
健康福祉部長兼福祉事務所長 上田淑哉君
国保ねんきん課長 中村伸也君
国保ねんきん課長補佐兼保険税係長 岩瀬隆敏君
国保ねんきん課副主幹兼医療給付係長 丸山尊司君

国保ねんきん課医療給付係主任 北田剛君

はつらつ健康課長 蒲生尚子君

長寿支援課長 小林眞二君

長寿支援課長補佐兼地域支援係長 野田章浩君

長寿支援課長補佐兼審査認定係長 西田裕一君

長寿支援課介護給付係長 吉田浩君

総務部

納税課長 辻本土誠君

○記録担当書記

小川孝浩君

松本和美君

（午後1時00分開会）

○委員長（友枝和明君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

定刻となり、定足数に達しておりますので、ただいまから決算審査特別委員会を開会いたします。

◎議案第97号・平成24年度八代市一般会計決算ほか11件

○委員長（友枝和明君） それでは、これより議案第97号から同第108号まで、すなわち、平成24年度八代市一般会計決算及び同各特別会計決算の12件を議題といたします。

それから、本日、審査に入ります前に、11月の6日の本委員会で審査の際、福嶋委員より資料の請求がございましたシルバー人材センター運営費補助事業及びごみ収集管理事業に関する資料をお手元に配付しておりますので、後ほど御一読ください。

それでは、本日は、議案第98号から同第100号まで、すなわち平成24年度八代市国民健康保険特別会計決算、平成24年度八代市後期高齢者医療特別会計決算、平成24年度八代

市介護保険特別会計決算について審査を行う予定でありますので、御協力をよろしくお願いいたします。

◎議案第98号・平成24年度八代市国民健康保険特別会計決算

○委員長（友枝和明君） まず、議案第98号・平成24年度八代市国民健康保険特別会計決算について、歳入歳出一括して説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）健康福祉部の上田でございます。

国民健康保険特別会計の審査にお入りいただきます前に、私のほうから健康福祉部が所管いたします国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険、そして診療所のそれぞれの特別会計の決算について総括させていただきます。

その後に各担当課長が説明させていただきますけれども、一部重複する部分があるかと思いますが、御了承いただきたいと思っております。

座って説明をさせていただきます。

○委員長（友枝和明君） はい、どうぞ。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

まず、この特別会計歳入歳出決算書の、A4の縦長の部分をちょっと、この2ページ、3ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、一番上の総括表というのがありますけれども、その下に国民健康保険特別会計というのがあります。会計別で並べてありますけれども、この国民健康保険特別会計につきまして、歳入総額につきましては、181億4651万8000円となり、前年度決算と比較いたしますと2億7346万4000円、率にして1.5ポイントのプラス、その横の歳出総額では、支出済

額で合計の179億8752万4000円となり、対前年度比2億8450万2000円、1.6ポイントのプラスとなっております。

依然として、本市の国民健康保険におきましては、長引く経済不況に伴う国保加入者の所得の減少や少子化の進行に伴う被保険者の若年層の減少などにより税負担能力が低下する一方で、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などを要因とした1人当たり医療費の増大により、財政運営は大変厳しいものとなっております。

そのようなことから、医療費の適正化あるいは生活習慣病の予防、特に特定健診につきましては、未受診者への直接的な働きかけやさまざまな広報周知などを実施いたしております。

その成果もあり、平成24年度の実診率は前年度を0.6ポイント上回る33.8%となっております。

しかしながら、市民の皆様の健康づくりを推進するためには、これに甘んじているわけにいきません。引き続き知恵を出し合いながら、受診率向上に向けて努力してまいりたいと考えております。

そのほかにも、ジェネリック医薬品の推奨や人工透析などの重症化予防のための保健指導を徹底しているところであります。

他方、国民健康保険税の収納率につきましても、経済不況が続く中、関係課の努力により現年度課税については前年度の収納率を維持した93.2%となっております。

今後も安定的な税収の確保に向けて関係課と一緒に努力していかねばならないと考えております。

なお、国民健康保険の運営につきましては、現在の市町村単位では非常に厳しい状況がありますので、今般、政府の社会保障制度改革国民会議で、平成29年度を目途に、保険者の都道府県への移行が明記されたところであります。

また、来年度からの消費税率3%引き上げに

伴う増収分を、まずは国保税軽減世帯の拡充に500億円を投入する方針が明らかになり、さらに1700億円を今後保険者への支援に投入する予定としているようでございますので、その際はきちんと対応できるようにですね、準備してまいりたいと考えております。

次に、その下のほうになりますけど、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額が16億2145万7000円で対前年度比3.6ポイント、歳出につきましては15億9157万7000円となり、対前年度比の3.4ポイントのプラスとなっております。

この後期高齢者医療は、熊本県後期高齢者医療広域連合が運営しておりますが、国保の加入者が減少する一方で、75歳以上の後期高齢者は増加傾向にあり、それに伴う医療費も増大し続けております。そのため、本市が広域連合に納める納付金につきましても増加の傾向にあるところであります。

なお、高齢者医療制度改革は社会保障制度改革国民会議の最終報告書では、現行制度を基本としながらも、必要な改善を行うことが適当であると結論づけてありまして、引き続き今後の国の動きに注目してまいりたいと思います。

なお、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計ともに国保ねんきん課中村課長より説明させていただきます。

次に、その上から3段目にあります介護保険特別会計につきましては、歳入総額127億9156万円となり、対前年度比で5億6061万円、4.6ポイントの伸び、一方、歳出総額は127億6501万6000円となり、対前年度比5億6104万、同じく4.6ポイントの伸びとなっております。

平成12年度の介護保険制度導入以来、本市におきましては、急速な高齢化の進行とともに要介護及び要支援認定者もふえ続け、対前年度比133名増の7884名となっております。

とりわけ全国的な傾向ではありますが、要介護1以下の軽度認定者の増加が顕著となっております。

このまま推移していきますと、介護保険財政も来年の平成26年度には130億円を超えることが予想されます。

これらのことから、国においては軽度認定の要支援者を介護保険給付の対象から除外し、市町村事業として実施する法改正が予定されているところであります。それでもなお、介護保険財政は厳しい運営を迫られることになると思われまので、社会保障制度改革の中での国の財政支援を期待する一方で、要介護状態に陥らないよう高齢者みずから気軽に取り組むことのできる介護予防や生きがいづくり、あるいは若いときからの健康づくりの推進に力を入れていかなければならないと考えております。

一方では、要介護状態となっても住みなれた地域で可能な限り自立した生活が送れるよう、地域密着型サービスの推進と適正な介護給付サービスの提供に努めてまいるとともに、さらなるサービスの質の確保に向けて事業者等への周知啓発を行ってまいりたいと思います。

次に、きょうの予定ではありませんけれども、診療所特別会計についても総括をさせていただきます。

この2ページの下から3段目になりますけども、本市が所管する診療所は、泉校区の下岳地区にあります下岳診療所、五家荘地区にあります椎原診療所、そして、柿迫地区にあります泉歯科診療所の3診療所です。

下岳診療所は、委託先の民間の診療所から医師が来て、毎週火曜日と金曜日に診察するものです。

また、泉歯科診療所は、毎週土曜日に民間の歯科診療所から歯科医に来ていただいております。

椎原診療所につきましては、県から自治医科

大出身の医師を派遣していただき、常駐の上、五家荘地域住民の医療をお願いしております。

平成24年度は、歳入歳出とも8239万4000円で対前年度比で2.2ポイントの増となっておりますものの、診療所事業収入では、前年度より約410万円、8.9ポイントのマイナスとなっております。

その一方で、一般会計からの繰入金是对前年度比で約400万、16.3ポイントのプラスとなっておりますが、これは、先日も申し上げましたけれども、地域の人口減少に伴う診療保険収入の減額が大きな要因となっていると考えられます。

なお、地方における医師不足が懸念されておりますが、泉地区は過疎化が進むとともに高齢化の進行も著しいものがあります。

そのような中で、椎原診療所については、五家荘という地域性に鑑み、地域住民の適正な医療を確保するためにも引き続き医師の常駐を働きかけてまいりたいと思います。

以上、健康福祉部が所管します特別会計決算の総括とさせていただきます。

なお、介護保険特別会計を長寿支援課小林課長より、また診療所特別会計については泉支所市民福祉課本田課長より説明させていただきますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。国保ねんきん課長の中村です。よろしく申し上げます。

座って説明させていただきます。

○委員長（友枝和明君） はい、どうぞ。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） それでは、議案第98号・八代市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして御説明を申し上げ

ます。

歳入につきましては、八代市特別会計歳入歳出決算書で、歳出につきましては、平成24年度における主要な施策の成果に関する調書及び土地開発基金の運用状況に関する調書にて御説明いたします。

なお、説明は1000円未満切り捨て、1000円単位で御説明申しますので、御了承よろしくをお願いいたします。

それでは、平成24年度における主要な施策の成果に関する調書（その3）をお願いいたします。

411ページをお願いいたします。

特別会計国民健康保険の歳入歳出の一覧表でございます。

この表の下段、合計の行に（A）とございまして、歳入の決算額は181億4651万8000円、同じく右側に（B）とございまして、歳出決算額は179億8752万5000円でございます。その下、歳入歳出差し引き額は1億5899万3000円でございます。歳入の予算額に対します割合は97.57%、調定額に対します割合は93.56%となっております。

それでは、歳出の主なものについて御説明いたします。

右側の歳出欄の決算額をごらんいただきたいと思います。

まず、科目1・総務費で2億1039万9000円。内訳でございますが、（1）一般管理費の1億7979万円は、職員の人件費や保険証及び納税通知書の発行に要する事務費などでございます。

（2）連合会負担金は、国保連合会が行う事業などの経費に対する負担金でございます。

（3）納税奨励費2393万4000円は納税相談員13名分の人件費でございます。詳細につきましては後ほど事務事業評価にて御説明

いたします。

(4) 運営協議会費 14万8000円は国保事業の運営に関する重要事項を御審議いただく国民健康保険運営協議会に係る委員報酬などでございます。

次の科目2・保険給付費は118億3957万9000円でございます。国保事業の根幹をなす事業であります。決算額は前年度から約6400万円減少しております。これは被保険者数の減少によるものと考えられます。

(1) 療養諸費103億6342万1000円は、被保険者の医療機関で受診された場合、窓口負担分を除いた、いわゆる保険者負担分でございます。

(2) 高額療養費13億9416万3000円は、一月当たりの医療費が高額となった場合に、その世帯の収入に応じて定められた自己負担額を超えた分を申請により払い戻すものでございます。

(5) 出産育児諸費7487万6000円は、加入者が出産されたときに一時金として子供一人当たり39万円、産科医療補償制度加入の場合は42万円を給付するもので、178件分でございます。

(6) 葬祭諸費672万円は、加入者が死亡されたときに、その葬祭を行った方に対して一人当たり3万円を支給するもので、224件ございました。

なお、保険給付費に係る予算執行率は95.6%でございます。

次に、科目3・後期高齢者支援金は20億9028万9000円で、これは、後期高齢者医療制度に対する本市国保保険者としての負担分でございます。

次の科目4・前期高齢者納付金は216万7000円でございます。これは、平成20年4月の医療制度改革により新設されたもので、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費につ

いて、制度上発生する医療保険制度間の財政的な不均衡を調整するために納付するものでございます。

次に、科目6・介護納付金は9億5910万4000円で、40歳から64歳までの介護保険2号被保険者分の納付金でございます。

次の科目7・共同事業拠出金は24億3634万円でございます。これは国保連合会が事業主体となり、高額な医療費の急増など不安定要因の緩和や財政の安定化を目的として、県内市町村、保険者が共同して行う事業への拠出金でございます。

次の科目8・保険事業費は1億3277万円でございます。詳細は後ほど御説明いたしますが、(1) 特定健診8387万7000円は、40歳から74歳までの国保加入者を対象としてメタボリックシンドロームに着目した健診を行う特定健診事業と健診の結果、生活習慣の改善が必要な方への指導を行う特定保険指導事業の2つの事業に要しました費用でございます。

次の(2) 上記以外の保険事業費4889万3000円は、主にレセプト点検や重複頻回受診者への訪問相談などの医療費適正化事業、脳ドック、はり・きゅう助成などの疾病予防事業等に要した費用でございます。

次の、諸支出金は3億1677万3000円でございますが、主なものは償還金で平成23年度に概算で交付されました国からの負担金等につきまして、実績に基づき超過分を返還したものでございます。

次の412ページは医療費の状況でございます。

平成24年度の本市の国保におけます医療費総額は、表の右側の療養諸費合計欄に記載しております。費用額142億60万6000円でございます。

前年度と比較しますと、0.97%減少しているところですが、ここ数年の動向を見ます

と、平成20年度が約136億円でございましたけれども、平成24年度は142億円となり、約4%伸びております。

一方、被保険者の数は徐々に減少しております。平成24年度4万1882人でございますけれども、平成20年度は4万4349人で、約二千四、五百人減少しております。約6%減少しております。

1人当たりの医療費でございますけれども、平成20年度約30万8000円でございますけれども、平成24年度は、表にも記載しておりますけれども約33万9000円となり、約10%伸びております。

今後、いわゆる団塊の世代の方々が社会保険から国保へ加入されるなど、高齢者の加入率が急速に高まることによる医療費の増加が見込まれると思われま。

それでは、引き続き、個別の事業について御説明いたします。

次の413ページをお願いします。

納税奨励事業でございます。

この事業は納税相談員を設置することによりまして、国保税等の収納率の向上を目的とした事業でございます。

戸別訪問による滞納者への納税相談や収納、口座振替の推進などを行い、収納率の向上を図っております。

なお、国保ねんきん課と納税課で行ってまいりましたこの業務につきましては、平成25年度以降は納税課に一元化し、国保特別会計の事業としては終了し、一般会計の事業に移管しております。

平成24年度の決算額でございますが、2393万3000円は納税相談員13名分の報酬と社会保険料でございます。なお、財源は一般会計からの繰入金でございます。

活動の実績といたしましては、国保税その他市税を合わせました収納額が2億994万4

000円ございました。

次の411ページ、今後の方向性でございますが、納税相談員のあり方としては、高齢者独居世帯等の弱者対策として必要不可欠でございますが、コンビニ収納など各種収納方法の検討や口座振替の推進など、納税者の利便性と収納率の向上を図る上で、納税相談員の人員、業務体制を見直し、整理していく必要があるとしております。

次に、415ページをお願いします。

医療費適正化推進事業でございます。

この事業は医療費の適正化を図り、国保財政の健全化に資することを目的に、医療機関からの診療報酬明細書でありますレセプトの点検と、新薬から後発医薬品でありますジェネリック医薬品への切りかえを促す事業でございます。

レセプト点検につきましては、医科・調剤レセプト等の点検等を民間の専門業者に委託実施し、また、ジェネリック医薬品に関しましては、ジェネリック医薬品希望カードつきパンフレットを国保の被保険者証の一斉更新時に配付いたしております。また、処方されているお薬をジェネリックに切りかえた場合、自己負担額がどれくらい軽減できますか試算した差額通知を、軽減額が100円以上となる方を対象に年2回、差額通知をお知らせしております。

平成24年度の決算額は202万3000円で、レセプト点検等の業務委託140万3000円のほか、ジェネリック医薬品の希望カード作成及び発送のために要した経費でございます。国県支出金の27万5000円は県からの特別調整交付金でございます。

活動指標といたしまして、レセプト点検委託件数は67万9103枚、ジェネリック差額通知書の送付件数は8405件ございました。

今後の方向性といたしましては、国が作成しましたジェネリック使用促進のためのロードマ

ップに示されておりますけれども、平成30年度までに目標率を60%にするという目標がございますので、その目標達成に向け、さらなる普及推進を図る必要があるといたしております。

次に、417ページをお願いします。

国保保険指導事業でございます。

生活習慣病の重症化、合併症の予防を図り、さらに適正受診の啓発等により、医療費の抑制のため日常生活指導を実施するものでございます。

保健師により、一月に4カ所以上の異なる医療機関もしくは同じ診療科を2カ所以上受診しておられる重複受診者や一月に同じ医療機関を15回以上受診しておられる頻回受診者に対して個別訪問し、療養上の日常生活指導及び適正受診に関する指導や服薬指導等を行うとともに、自主的な健康づくりを支援しております。

平成24年度の決算額は156万円となっております。

非常勤職員の賃金が主なもので、戸別訪問いたしました件数は重複受診が157人、頻回受診者が61人ございました。

418ページの成果指標にあります、上の表、上段ですけれども、訪問指導後の1人当たりの半年間の医療費でございますけど、削減額は平均2万2088円となっております。

今後の方向性といたしましては、さらに医療費削減につながりますように、訪問件数をふやしたり、指導内容を工夫するなど事業効果を高める対策を考えながら取り組むことといたしております。

419ページをお願いします。

疾病予防事業でございます。

医療費の適正化を図り、国保事業の健全運営に資するために、疾病の早期発見及び症状の緩和、医療費に係る啓発活動等に関する各種事業を実施しております。

1年間無受診であった世帯を健康優良家庭として表彰したり、脳ドック費用として1人1万5000円の助成や、はり・きゅう等の施術に対し、年15回を上限に1回当たり1000円を助成いたしております。

また、適正受診の推進及び医療機関等による診療報酬等の不正防止を図るため、被保険者に対しまして、受診日数や医療費の額をお知らせする医療費の通知を年4回発送するなど、事業を実施しております。

平成24年度の決算額は4482万6000円で、健康優良家庭表彰記念品代として755世帯450万8000円、はり・きゅう等の助成としまして9251件、925万1000円、脳ドック助成といたしまして621人の方に931万5000円などを支出いたしております。

今後の方向性といたしましては、この事業は保険者の健康の保持、増進及び医療費に対する意識を高めることを目的にしておりますので、また、脳ドックやはり・きゅう施術の助成と、既に被保険者に定着しておりますことから、事業内容の周知にまたさらに取り組み、事業の効果を高め、医療費の適正化につなげるように実施することといたしております。

次に、421ページ、特定健診事業でございますが、これは、糖尿病等の生活習慣病、特にメタボリックシンドロームの該当者、予備軍を減少させるために、保健指導が必要な方を的確に抽出し、生活習慣の改善と生活習慣病の予防を目的とするものでございます。

高齢者の医療の確保に関する法律により、平成20年4月から40歳から70歳までの国民健康保険加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健康審査及び保健指導の実施が医療保険者の役割として義務づけられ、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高い該当者及び予備軍を的確

に抽出するための健診内容で、生活習慣病予防のための保健指導を必要とする方を抽出するために実施するものでございます。

決算額は7744万円で、特定健康診査委託料が主なものでございます。

国県支出金の3935万6000円は国県同額1967万8000円を収入いたしております。

次のページ、今後の方向性でございますけれども、糖尿病の有病者、予備軍を減少させるためには自己負担金の軽減や受診者全員の無料化等、検討の余地があるものと考えられます。

なお、糖尿病等の生活習慣病、特にメタボリックシンドロームの該当者予備軍を減少させることができるよう保健指導が必要な方を的確に抽出し、生活習慣の改善と生活習慣病予防を図ってまいることといたしております。

次に、423ページ、特定保健指導事業でございます。

動脈硬化の原因となるメタボリックシンドロームの方に対して、生活習慣改善等の保健指導を早期に介入することで、糖尿病や心筋梗塞、脳梗塞等の疾病を未然に防ぎ、疾病発症及び重症化を予防することを目的とするものです。

事業の内容は、健診結果質問票から生活習慣の改善が必要な積極的支援、動機づけ支援の対象者を抽出し、生活習慣の改善を図るため、保健指導を行うものです。

また、保健指導では健診結果により自分の体の状態を知り、生活を振り返り、生活習慣改善の行動目標を設定するとともに、その行動目標が実践できるように支援を行うものでございます。

決算額は636万6000円で、特定保健指導委託料が主なものでございます。643万6000円です。済みません。

次のページ、今後の方向性といたしまして、生活習慣病の重症化予防に取り組むためには特

定保健指導だけではなく、特定保健指導の対象とならない、情報提供の、ハイリスクの方に対しても保健指導が必要ということで、保健増進事業の中で取り組むことといたしております。

以上、事務事業評価についての説明を終わりました。引き続き、歳入について御説明いたします。

歳入につきましては、八代市特別会計歳入歳出決算書に基づき御説明いたします。

決算書の16、17ページをお願いいたします。

金額につきましては、右ページの右から4列目、収入済額、17ページでございますけれども、収入済額の欄で御説明いたします。

なお、歳出同様、単位につきましては1000円単位、1000円未満切り捨てで説明しますので、よろしく申し上げます。

第1款・国民健康保険税は34億7429万2000円でございます。

項1・国民健康保険税、目1・一般被保険者国民健康保険税の収入済額は32億5486万2000円で、節1から節3までは現年課税分、節4から節6までは過年度分、滞納繰越分でございます。

これらの一般被保険者に係る収納率につきましては、現年度分で92.85%、滞納分で11.6%となっております。

目2・退職被保険者等国民健康保険税の収入済額は2億1943万円でございます。目1と同様に、節1から節3までは現年課税分、節4から節6までは滞納繰越分でございます。

これらの退職被保険者に係る収納率につきましては、現年度分で97.22%、滞納分で18.7%となっております。

なお、国保税収入済額は前年度に比べ約1861万円、率にして0.53%減少しておりますけれども、一般と退職を合わせた現年課税分の収納率は、93.12%で、前年度の93.1

0%から0.02%向上いたしております。

次に、18ページ、19ページをお願いします。

第2款・使用料及び手数料、項1・手数料、目1・督促手数料は338万7000円でございます。

第3款・国庫支出金は52億6684万4000円でございます。

項1・国庫負担金、目1・療養給付費等負担金は33億7494万6000円でございます。これは、一般被保険者の療養給付費等の費用に対しまして32%が国から概算交付されるものでございます。

目2・高額医療費共同事業負担金は8457万1000円でございます。これは、高額医療費共同事業医療費拠出金に係る国の負担金でございます。負担割合は、対象となる拠出金の4分の1となっております。

次の目3・特定健康診査等負担金は2268万3000円でございます。これは、特定健診事業、特定保健指導事業に係る国の負担金で、ともに負担割合は対象経費の3分の1となっております。

項2・国庫補助金は17億8464万3000円でございます。

目1・財政調整交付金17億8201万4000円で、節1・普通調整交付金13億2796万8000円と節2・特別調整交付金4億5404万6000円となっております。

普通調整交付金は各市町村の財政力の不均衡を調整するために、また、特別調整交付金は各市町村保険者の特別事情や特別な事業の実施に対して、国から交付されるものでございます。

目2・国民健康保険出産育児一時金補助金18万円は、平成21年10月の制度改正によりまして出産育児一時金が4万円引き上げられましたことから、平成24年度は引き上げ額の4分の1の補助となっております。

目3・高齢者医療制度円滑運営事業費補助金244万9000円は、70歳から74歳までの被保険者の一部負担割合は本来2割とされておりますところを、特例措置で1割になっていることに伴いまして、高齢者受給者証の再交付に要した費用に対する概算補助でございます。

第4款・療養給付費等交付金でございますが、次の20、21ページをお願いします。

項1・療養給付費等交付金10億6786万6000円は、退職者療養給付費等負担分でございます。これは、退職者の医療費に充てるために、社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

第5款・前期高齢者交付金10億7199万9000円でございます。

項1・県負担金、目1・高額医療費共同事業負担金8457万1000円でございます。これは、国庫負担金と同様、県の負担分で、負担割合は4分の1となっております。

目2・特定健康診査等負担金は2268万3000円でございます。これも国庫負担金と同様、県の負担分でございます。特定保健事業、特定保健指導事業ともに負担割合は3分の1となっております。

項2・県補助金、目1・県調整交付金は9億6474万5000円でございます。

内訳は、節1・普通調整交付金8億8179万9000円、節2・特別調整交付金8294万6000円となっております。

普通調整交付金は県内各市町村国保の財政を調整するために、特別調整交付金は収納率向上の場合や医療費の適正化対策を行ったり、保健事業を行った場合等に、県から交付されるものでございます。

第7款・共同事業交付金は24億8905万3000円で、項1・共同事業交付金、目1・高額医療費共同事業交付金2億9544万7000円と目2・保険財政共同安定化事業交付金

21億9360万5000円は、共同事業の対象となった医療費の財源として国保連合会から交付されたものでございます。交付割合は、いずれも100分の59となっております。

第8款・財産収入、項1・財産運用収入、目1・利子及び配当金は、国民健康保険財政調整基金の預金利子230万7000円でございます。

第9款・繰入金、項1・一般会計繰入金11億5518万5000円は全て法定繰入分で、いわゆるルール分でございます。

内訳といたしまして、まず、節1・職員給与等繰入金2億317万8000円は、国保事業に要します人件費や納税相談員への報酬などに要する費用に対するものでございます。

22、23ページをお願いします。

節2、右側の23ページでございますけれども、出産育児繰入金4990万円は、出産育児一時金の決算額のうち、国庫補助を控除した対象額の3分の2に相当するものでございます。

節3・保険基盤安定繰入金は6億5822万5000円で、一般被保険者の低所得世帯に係る保険税軽減によって生じます財源不足に対するものでございます。

節4・財政安定化支援事業繰入金2億438万1000円は、病床数が多いなど、地域の特性による国保財政の負担の増加に対する支援でございます。

項2・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金でございますが、県の財政調整交付金や前期高齢者納付金の増収及び療養諸費の支出減などにより収支がとれましたことから、基金繰り入れは行っておりません。

第10款・繰越金は、前年度決算の剰余金1億7003万円でございます。

第11款・諸収入は3800万2000円でございます。

項1・延滞金加算金及び過料、目1・一般被

保険者延滞金778万2000円は、保険税の滞納に対する延滞金でございます。

項3・雑入は3021万9000円でございますが、その内訳は、目1・一般被保険者第三者納付金2794万6000円と、目2・退職被保険者等第三者納付金の91万1000円でございます。これは、国保加入者が交通事故等、第三者行為の被害者となった場合に、治療のために一時的に保険を使用された分を過失割合に応じて加害者に請求し、徴収したものでございます。

目3・一般被保険者返納金は59万5000円でございます。これは、一般被保険者が社会保険の資格を取得された後に、八代市国保の保険証を提示し医療機関を受診されたために、保険給付費の御返納をいただいたものが主なものでございます。

次の24、25ページをお願いいたします。

目5・雑入26万9000円は、臨時職員雇用保険料の自己負担分などでございます。

目6・特例措置療養費一部負担金は49万2000円でございます。これは、平成20年4月1日から70歳以上74歳未満の被保険者の負担割合が2割とされましたけれども、特例措置によりまして平成26年3月31日までは1割に据え置かれております。その差の1割分を国が負担するものでございます。

以上、歳入の合計は181億4651万8000円でございます。

最後に、38ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額181億4651万8000円、歳出総額179億8752万5000円、歳入歳出差引額1億5899万3000円でございます。

なお、繰越金等を控除した単年度収支で見ますと、約1000万円の赤字となっております。

ただし、これは、前年度の単年度収支が1億1000万の赤字でございましたので、前年度と比べますと大幅に改善したと思っております。

しかしながら、国保を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いております。引き続き医療費の適正化、疾病予防、収納率の向上などに努めますとともに、国において社会保障と税の一体改革の中で検討されております保険者機能強化のための国保財政基盤の安定化、広域化など、今後の医療制度改革の動向について注視していかなければならないと考えております。

以上で議案第98号・平成24年度八代市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長（友枝和明君） ただいまの説明について質疑を行います。

○委員（百田 隆君） はい。

○委員長（友枝和明君） はい、百田委員。

○委員（百田 隆君） はい。413ページ、納税奨励事業の中で、納税相談員13名いらっしゃるって書いてあります。その、今後の方向性として整理していく必要があるということが書いてありますが、それはなくするという意味で理解していいんでしょうか。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） いえ、なくすんじゃなくて、方向性にも書いておりますけれども、高齢者、弱者対策ということで必要不可欠、実績でも2億9000万ほど納税相談員さんが国保税その他市税、収納されておりますけれども、一応このまま継続はしていくものの、いろんな収納対策、納税者の利便性を考えてですね、コンビニ収納とか、いろんな収納法

を考えていく上で、業務内容の、人員の見直しとか、業務、その戸別訪問のやり方とか、今後やっぱりちょっと検討していく必要があるのかなど。廃止する方向じゃなくて引き続き継続はしていきますものの、人員とかその辺を検討してまいりたいということです。（委員百田隆君「そのままやらずっちゃうことですか」と呼ぶ）はい、はい。（委員百田隆君「ああ、そうですか、はい。わかりました」と呼ぶ）

○委員長（友枝和明君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） ちょっと関連ですけど、413のところですよね。13名、報酬額が2000万ちょっとありますけど、これ従事者の人たち、徴収係の人たちは、週何日ぐらいされるんですか。土日休みとか。毎日回つとられるんですか。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。

○委員長（友枝和明君） 中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。毎日じゃなくて、一応納税者、納める方の都合に合わせて時間帯も不規則で、土日でないといないとかおっしゃられる方も、納税者、納める方に合わせて訪問されてますけど、一応基本給ということで二十日以上勤務したら幾ら、五日から十日まで勤務だとすると、一月の勤務日数に応じて基本給も変わってまいりますけれども、二十日以上勤務される場合も多分場合によっちゃあるかと思えます。

○委員長（友枝和明君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） ちなみに、そうすると一人分として1日どれぐらいの基本給にはなるんですか。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 基本給とあと、——あ、済みません。

○委員長（友枝和明君） 中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 済みませ

ん。基本給もございますし、あと収納された金額、税額に応じて報酬、能率給ちゅうのもございますので、平均にして、それぞれまちまちになります、月額報酬額っていうのは。

○委員（増田一喜君） それは大体平均してどれぐらい。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） その一。

○委員長（友枝和明君） 中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 済みません。この2000万を13名、いや、2000万を13名で割りますと——。（「13万3821——。」と呼ぶ者あり）

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 大体それぐらい、それと御主人の社会保険の扶養に入ると、調整はされてはいないと思います、大体もうほとんど御自分の雇用保険、社会保険に加入されてますけど、当初はそういうこともありましたけど、大体13、多い方でやっぱり20万近くなられる方もおられるようです、月額。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（友枝和明君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。411ページの歳出の項目で運営協議会（国保ねんきん課長中村伸也君「はい」と呼ぶ）、国保の運営協議会が毎年開催をされるんだろうというふうに思いますが、当初予算でいきますと32万、決算では14万8000ということで、予算に比較しますと半額ということになりますので、予定をされていた回数の半分の回数しか開かれなかったのかなっていう想定になるわけですが、なぜこの予算に対して決算額がこの半額ということになったのか、その点について御説明をお願いしたいと思います。

○委員長（友枝和明君） 岩瀬国保ねんきん課

係長。

○国保ねんきん課長補佐兼保険税係長（岩瀬隆敏君） 国保ねんきん課保険税係の岩瀬でございます。

ただいまの御質問ですが、運営協議会の開催回数としましては、当初予定では3回ほどを予定いたしておりましたが、実質開催回数は2回でございました。

そのほかに、委員の方ですね、委員の方がかわられたとか、そういった場合にですね、書籍等、勉強していただきますために書籍等を準備するんですが、その委員の交代が24年度中はございませんでしたので、その分で経費として予算が決算としましては、その分落ちてきたということでございます。

○委員長（友枝和明君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。済みません。当初予算を立てるときに、委員さんの交代があるかないかというのはわからないのでしょうか。

○委員長（友枝和明君） 岩瀬国保ねんきん課係長。

○国保ねんきん課長補佐兼保険税係長（岩瀬隆敏君） はい。運営協議会のメンバーとしましては、被保険者代表4名、国保の保険医、保険薬剤師の代表の方4名、それと公益代表の方4名、被用者保険の保険者代表ということで2名の方、合わせて14名の方で構成されておりますけれども、そのうちですね、被保険者代表あるいは公益代表の方におかれましてはですね、農協でありますとか、漁協あるいは商工会議所、そういったところから御推薦をいただいて委員になっていただいております。その関係で、その組織の中での任期といったものもありますので、そのあたりで交代されるケースもたまにございますので、年度途中でですね、交代されるといったようなケースも生じてまいります。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（友枝和明君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。今の点については理解をしたいと思いますが、できるだけその情報をしっかりつかんでいただいでですね、予算には反映していただきたいというふうに要望しておきたいというふうに思います。

それと、先ほどの協議会の回数の件で、当初3回で実際は2回でしたということですが、3回必要性を上げられた中で2回にとどまったという部分について、もう少し詳しく御説明をいただきたいと思います。

○委員長（友枝和明君） 岩瀬国保ねんきん課係長。

○国保ねんきん課長補佐兼保険税係長（岩瀬隆敏君） 予算を立てます段階では決算の御報告、それと次の年度の予算の御報告、そういったものを中心に御審議いただいております。その中で、昨年度につきましては、諮問案件1件ございましたので、それに対する審議もいただいておりますけれども、そういった条例改正に伴うような国保の重要なですね、案件がございましたときには臨時で開くこともございますので、そのために予算では3回開催するような予定とさせていただいております。

○委員長（友枝和明君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 通常は2回で、1回は臨時分ということで考えていいのでしょうか。

○委員長（友枝和明君） 岩瀬国保ねんきん課係長。

○国保ねんきん課長補佐兼保険税係長（岩瀬隆敏君） はい。ただいまございましたとおり、2回は定例的に開催する、1回は臨時的に開催するといったようなところで予算組みをしておりますのでございます。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（友枝和明君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。理解をしたいと

思います。開催に当たってはですね、しっかりこの、何ていうんですかね、運営協議会を開いていただきながら、加入者のですね、保険財政、それから加入者の状況等もしっかり反映していただき運営に当たっていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

それと、引き続き済みません。

○委員長（友枝和明君） はい、大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。417ページで保健指導事業がありますが、非常勤職員さん、訪問看護師を雇用していただいているみたいなんですけど、この129万5143円という、この賃金は、お一人の方を雇用されているのでしょうか。何名雇用されているのかお尋ねします。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。

○委員長（友枝和明君） 中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。お一人でございます。金額は若干低うございますけれども、産休というか、ちょっとお休みがあった分、その分、金額が下がっております。

済みません、4カ月分育児休暇ということで勤務がされてない期間がございます。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（友枝和明君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。事業の評価のほうを見ても、この非常勤講師といいますか、保健師、訪問看護師さんの労働状況ちゅうのは、そんなに負担感はないようなまとめ方をしているんですけども、そのあたりは大丈夫でしょうか。労働の負担という部分は、そんなにかかっていないということで判断させていただいてよろしいですか。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。

○委員長（友枝和明君） 中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。お一人で公用車で市内全域、先ほど説明しましたが、一月に4カ所以上とか、月に15回以上同じ医療機関に通院されている方を一応抽出いたしまして、大体200件程度ですかね、一応いろんな条件を絞って、結構ありますけれども条件を絞って200件程度を回っていただいておりますけれども、そういう負担感はないものと考えておりますけれども。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（友枝和明君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。お客さんと言いますか、市民の方を相手にされますので、メンタルの部分なんかも非常にですね、気がかりな部分があって質問したわけですけども、面談なんかをされながらですね、そのあたりカバーしていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（友枝和明君） いいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。また、聞きます。

○委員（福嶋安徳君） 誰もおらっさんかな。

○委員長（友枝和明君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） はい。415ですね。前から医療費削減、このジェネリック医薬品を使って医療費削減につなげていくという計画がもともとありました。それを取り入れて、今、この24年度の事業からあわせて、どのくらいの削減になりましたですかね。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。

○委員長（友枝和明君） 中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。平成24年度からジェネリックの利用差額通知については発送しておりますけれども、昨年8月に一応、4280、——100円以上差額がありと思われる方に対して4288件発送しました。そして、本年の2月に4117の方に

対して発送いたしておりますけれども、一応平成24年度末の薬剤に占めるジェネリックの使用量でございますけれども、県平均で、県平均ちゅうか一応八代市で約30.3%、今現在、八代市におけるジェネリックの利用率ちゅうのは30.3%。国の目標値では30%ということですので、国の目標値は上回ってるのかなと思っております。

それと、昨年8月から差額通知を発送いたしました、発送したことによってジェネリックに切りかえられた方というのが269名、発送してからその後の状況を見ますと、269人の方、約6%の方がジェネリックに切りかえていらっしゃいます。

削減効果としまして、一月当たり約43万円ほどになっておりまして、これを年間に直しますと、約500万ぐらいの効果になる、その差額通知を出すことによってジェネリックにかえられた分ちゅうのがですね。約500万ぐらいあるのかなと見ております。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（友枝和明君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） 本当、その取り組みば、本当やっぱり利益は生まれるわけですね。当初からそういった説明がなされておりましたから期待しておりました。そういう中で、なかなかジェネリックに切りかえるという、病院に行ってからジェネリックにしてくださいという、なんちゅうか申し込みがどのくらいなのかというの、私どもが病院にかかるときもなかなかそのときは忘れて、せぬすもんね、言わぬです。そっで、このジェネリックを希望しますという、その表現をどうにかしてわかりやすくしたほうがどうかなと思うんですよね。そういった点にどのような方向性を持っておられますか。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。

○委員長（友枝和明君） 中村国保ねんきん課

長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。先ほどもちょっと御説明いたしましたけれども、被保険者証の更新時、一斉更新がございますけれども、8月に保険者証の一斉送付をします、国保加入世帯に。その際にジェネリック医薬品希望カードっていうのを、シールになっているんですけど、それを一応同封して発送しているところですけども。

それと、国保だよりとか広報誌、ホームページあたり、事あるごとに周知を図るために啓発はしているところなんですけども。一応、こういうやつですね、ジェネリック医薬品の利用促進について御利用をお願いしますとか、こういったのを同封したり、これが、ちょっと名刺サイズですけど切り取るようになってますけども、希望カード、これを同封して、保険証と一緒に提示していただくようには御案内はしておりますけども、なかなか、はい。

それと、やっぱし、先ほども言いましたように、全てジェネリックに切りかえられるというわけではなくて、約7割ぐらいですかね、ジェネリック、後発医薬品で大丈夫だというのは。新薬でない場合もあるということで、そのジェネリックを希望されても新薬しか処方されない医療機関もあるようでございます。

○委員長（友枝和明君） いいですか。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（友枝和明君） 福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） 済みません。やっぱり今の説明のようにですね、私も今説明された、それはもう何遍も見ました。そういうことで病院に行ったときに忘れて、差し出すのを忘れるっていうのが、そういうのが多いわけですね。できれば、そういった形で皆さんそれを、あくまでもそういうカードを出してお願いしますというような方向性につながるように、何とか呼びかけをですね、忘れないような形を説明して

いったほうがいいかなというふうに思うんです。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。

○委員長（友枝和明君） 中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。忘れるっていうことです。一応この416ページの改革・改善内容のところにも記載しておりますけれども、ジェネリック医薬品の使用希望を伝える、今この紙でございますけれども、シールを張るタイプに変更するなど、忘れないように改善しようかというふうに検討はしております。

○委員（福嶋安徳君） 期待しております。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。今ので関連なんですけど、忘れないようにっていうのは前提におっしゃっていらっしゃるようですけど、かかった、かかりつけのですね、担当医もしくは薬剤師の方々にですね、ジェネリック医薬品があればですね、ジェネリックなさいますかということをお願いいただければ、一言言っていただければ、本人がジェネリックのこと、ちょっと頭にでもあればですね、お願いしますとも言えますし、それはどういったものですか、どちらが効きますかとかいうことでも言えると思うんですよね。だから、そここの提携っていいんですか、病院側との説明をしていただけたらどうでしょうかという話を八代市内だけでもですね、病院のほうにでも持っていかれたらどんなかなというふうに思いますが、その点はできるかどうかというところで、いかがなものでしょうか。

○委員長（友枝和明君） 丸山国保ねんきん課係長。

○国保ねんきん課副主幹兼医療給付係長（丸山

尊司君) 済みません。国保ねんきん課の丸山です。

今ございましたジェネリック医薬品の推進についてでございますが、まず、八代市のほうで先ほど申しました希望カードを配付する際にですね、医師会さんのほうに御相談にまいりまして、こういった八代市で推進をしますということで、ぜひ医師会さんのほうでも御協力いただきたいということで御相談に行つて、そういう配付のほうを始めております。

あわせて、先ほどからちょっとお話が出ました運営協議会ですね、三師会の代表、医師会、歯科医師会、あと薬剤師会の代表の方もいらっしゃると思いますので、その中でもジェネリック医薬品の推進についてはですね、協議をいたしたり、お願いをしたりしているところでございます。そういった場を通じて先生方にはお願いをしているというところでございます。

以上です。

○委員(前川祥子君) わかりました。

○委員長(友枝和明君) いいですか。

○委員(前川祥子君) はい。

○委員長(友枝和明君) ほかにありませんか。

○委員(幸村香代子君) はい。

○委員長(友枝和明君) 幸村委員。

○委員(幸村香代子君) はい。監査の意見書のところなんですけど、58ページにあったんですけども、22年度から早期滞納整理を全体的に行われているということで、債権のですね、差し押さえなどの滞納処分の実施が強化されてきているということなんですけど、24年度のそういった事例があれば、件数含めて少し教えてください。

○納税課長(辻本土誠君) はい、委員長。

○委員長(友枝和明君) 辻本納税課長。

○納税課長(辻本土誠君) 納税課の辻本です。ただいまの差し押さえ件数、24年度の差

し押さえ件数の状況ということだと思いますけれども、まず、不動産の差し押さえで22件、これは国保税に限らずですね、含めたところでの件数でございます。御了承ください。

それから、給料、年金、預金、それから生命保険ですね、等の債権の差し押さえ、合わせまして784件を差し押さえを行つておると、それから換価されまして、充当しとるということでございます。

以上です。

○委員(幸村香代子君) はい。

○委員長(友枝和明君) 幸村委員。

○委員(幸村香代子君) はい。まあですね、書いてあるように税の公平性とか、やっぱり滞納については改善を図っていくということについては、やっぱり必要なことなんだろうというふうに思うんですけども、最終的に差し押さえまでいく、その経過の中ですね、大体それをされるに当たって、非常に丁寧な対応をやつた上での最終的な対応なんだっていうふうに思っていますか。

○納税課長(辻本土誠君) はい。

○委員長(友枝和明君) 辻本納税課長。

○納税課長(辻本土誠君) はい。督促を出しまして、その後、連絡がない場合、基本的に窓口に来ていただいて御相談をということでお願いをしております。来られない場合は催告書を発送する、そういうこと、差し押さえをする場合がございますということで、また来庁をお願いしているところです。それから、納期内で納付ができない場合は、可能な金額ですね、分納を勧めているというところでございます。

○委員(幸村香代子君) はい。

○委員長(友枝和明君) 幸村委員。

○委員(幸村香代子君) はい。多分この22年度始められたころだろうなというふうに思うんですが、やっぱり差し押さえのですね、文書

が来たというので非常にびっくりしたというふうなですね、声が幾つか来たことがあります。やっぱり市民の皆さんにとってみると、確かに納めてないってということについての申しわけないっていうか、それはあるにしても、やっぱり来た文書ですね、非常に驚いたと。そのことが納税に、ああ、やっぱり納めんといかんっていうふうにつながっていけばいいなというふうに思うんですが、やはりそのあたりのですね、対応というのは表現の仕方も含めて、やっていただきたいなというふうには思います。

それと、来年やっぱり消費税が上がるということも含めて、先ほど国においても負担軽減策がですね、とられていくというふうなことはありましたけれども、国保税に限らずですね、やはりいろんなことが税金、また、その負担感というのは増してくるってというのは確実ですので、やはりそのあたりの対応もですね、ぜひ、個々のいろんなパターンがあると思います。市民の皆さんお一人お一人にいろんなパターンがあるというふうに思うので、その事情を丁寧に酌み取っていただいて、全体的に対応をお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（友枝和明君） はい。

○委員（大倉裕一君） 済みません。

○委員長（友枝和明君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 少し関連をしまして、滞納累積額が依然多額であるということなんです、24年度においては税額として2億2599万4000円が不納欠損ということで処理をされていくような状況になっています。まずは、その滞納累積額というのが24年度決算でどれだけあって、今後の不納欠損がどれくらい出ていくような状況が出てくると想定されておられるのか、その点をお聞かせいただけますか。

○納税課長（辻本土誠君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 辻本納税課長。

○納税課長（辻本土誠君） はい。24年度の滞納額ということでございますが、10億2000万ということで、23年度が11億5000万でございます、1億3000万の減少をしているところでございます。

それから、不納欠損につきましてでございます。今回24年度につきましては、合計で2億2500万、600万程度ということでございます。前年度が1億8600万ということで、4000万程度ふえとるところでございます。これにつきましても、ふえた理由ということでございますが、1つの理由としましては、外国人の方が来られて、また帰国されるということで、その分の課税分が滞納になっているということで、これにつきましては即時の消滅ということで落としておるところでございます。

それから、執行停止をかけて、従来かけておる案件につきまして、3年を待たずして将来的にも納付が難しいだろうというところを判断しましたところで、即時消滅に切りかえた部分というのもございまして、不納欠損がふえているということでございます。

国保税につきましては、毎年課税されるということで、低所得者の方が半数ぐらいが滞納者になっているということでございますので、現年度優先しましたところで、繰り越しをなるべく抑えるということでございますが、なかなか滞納額が減っていかないというところで、不納欠損もですね、行っていかないと滞納分はふえていくという状況でございます。これは毎年ある程度の執行停止をかけまして、不納欠損もしていくということで滞納額を減らしていくということにつなげていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（友枝和明君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。不納欠損という

処分についてはですね、法的な部分も認められているわけで、やむを得ぬという状況なんでしょうけども、こういったところから会計を傷めてくるところがあると思うんですね。

1つは、先ほどありましたように加入者が減少している。経済状況が悪化して消費税がふえるですね。そういう中から、国保税が収入が減ってくると、どうしても基金を使ったり、繰り入れから、一般会計からの繰入金に頼らなければならないというような状況も出てくると、国の措置がされるまでですね、どれだけでもいくかということもあつとですけど、そういったところも視野に入れていただいたりですね、しっかり、運営協議会あたりでも議論をしていたら、私たちも議論をせないかぬとですけど、協議会のほうでもしっかりと見ていただきたいというふうに思います。

○委員長（友枝和明君） いいですか。

○委員（大倉裕一君） はい。あと、もう1点よかですか。

○委員長（友枝和明君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 済みません。記憶が定かではなかったら申しわけないんですが、特定健診で健診率を上回らなかった場合に、ペナルティーが当初加算されるっちゃうようなお話が頭の中に残ってるんですけど、その特定健診のパーセントに対するペナルティーっていうのは、今現在も残っているんでしょうか。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 蒲生はつらつ健康課長。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） はい。はつらつ健康課の蒲生です。よろしくお願いたします。

当初はやはり目標に達しないところに対してはペナルティーを科すということになっておりましたが、現在、目標値に達成した保険者

がほとんどいなかったということも含めまして、そのペナルティーをですね、今ないということで、事実上ないんですけども、その特定健診、特定保健指導を事実上全く実施していないところについていうことで限定されているようでございます。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（友枝和明君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。精いっぱい、その自治体のほうで努力をしても検診率に届かぬで、ペナルティーを払わなんていうか、何か財政的なですね、措置をされるっていうと、少しこ理解に苦しむところもあるなというふうな思いも持っておりましたのでお尋ねをしたんですけども、ペナルティーがないからといってですね、気を緩めるっていうことではなくて、その健診率もやっぱり目標を持っておられると思いますので、達成に向けてまた努力をしていただきたいというふうに思います。

○委員長（友枝和明君） はい、福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） はい。疾病予防のところですね、脳ドックの助成があります——。

○委員長（友枝和明君） 何ページですか。

○委員（福嶋安徳君） 419ページです。脳ドックの助成があつとりますけれども、今後のこの脳ドックに対する助成は、今この24年度では621件、その後の25年度に関しては脳ドックの受診、希望される方はどのくらいおられますか。ちょっとふえとりますか。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。

○委員長（友枝和明君） 中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。ことしの9月末現在で317名で実績済みです。それと、10月から来年1月までに328名を実施予定でございます。合計の645名、25年度につきましてはですね、一応実施予定でございます。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（友枝和明君） 福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） はい。なぜ、これを聞いたかと言いますと、今若い人がですね、この脳障害、脳梗塞あたり、もう大変多ございまして、私の近かところにもですね、結構そういった形で倒れる方がおられますので、できるこつでんあれば、やっぱりこの、なっだけこの脳ドックの助成をふやして。これは何歳かで決まるところととですかね、この助成の対象になるのは。そこんところを少し。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。

○委員長（友枝和明君） 中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。一応、募集要件といたしましては、満30歳以上75歳未満といたしております。済みません、失礼しました、40歳以上です。（委員福嶋安徳君「ああ、40。そやんだろな」と呼ぶ）済みません。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（友枝和明君） 福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） これは年1回の希望で、その年齢に達するこの該当者であれば、そのときは誰でも受けてよかったですかね。

○委員長（友枝和明君） 中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 誰でもと言いますか、今、市内の6カ所ぐらいの総合病院ですとか労災病院とかに委託をしておりますけども、その収容能力、それが例えば総合病院であれば150、で、また本人さんの希望する医院、総合病院とか労災病院とかございましてけれども、総合病院でお願いしますっていう希望があっても、能力を超えた場合は結局抽選ということになりますけども、極力、はい。でも大体希望されればというか、一応、毎年予算の関係もございましてけれど、600件、600件ちゅ

うか、もっと多くの方に受けてほしいですけども、医療機関との兼ね合いもありまして、もうこれだけしかだめ、受け入れられませんというのもありますし、大体、年に2回ですね、一応募集はかけております。

○委員（福嶋安徳君） なったけなら受けらるごつしていかなんですね。はい、わかりました。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 委員長、済みません。

○委員長（友枝和明君） 中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 先ほどの対象年齢ですけども、やはり30歳のほうが正しかったです。（委員福嶋安徳君「ああ、そやんな」と呼ぶ）済みません、何度も訂正いたしました。30歳以上75歳未満で、先ほど40歳以上と申しましたのは特定健診とセットの場合ですね。（委員福嶋安徳君「ああ、特定健診」と呼ぶ）済みません。

○委員（福嶋安徳君） はい、わかりました。

○委員長（友枝和明君） ないようですかね。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） じゃあ、以上で議案第98号・平成24年度八代市国民健康保険特別会計決算についての質疑を終わります。

10分間休憩します。

（午後2時25分 休憩）

（午後2時37分 開議）

○委員長（友枝和明君） それでは、休憩前に引き続き決算審査特別委員会を再開いたします。

○議案第99号・平成24年度八代市後期高齢者医療特別会計決算

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 中村国保ねんきん課

長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。それでは、引き続き後期高齢者医療特別会計についての決算について御説明いたします。

座って説明させていただきます。

○委員長（友枝和明君） はい、どうぞ。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 議案第99号・平成24年度八代市後期高齢者医療特別会計歳入歳出、決算について御説明いたします。

後期高齢者医療につきましては、老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とするため、平成20年4月1日より始まっております。運営は、県内全市町村が加入します熊本県後期高齢者医療広域連合が主体となっております。

各市町村におきましては、関係業務のうち、主に、窓口受付業務、保険料の徴収業務、保健事業に関する業務を行なうこととなっております。

それでは、まず、平成24年度における主要な施策の成果に関する調書で御説明いたします。

426ページをお願いします。

最初に、このページの一番下の枠外になりますけれども、誤りがありましたことについておわび申し上げます。正誤表を配付してあるかと思えますけれども、訂正箇所につきましては正誤表のとおりでございます。よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、この後期高齢者医療特別会計の歳入歳出の一覧表に基づいて御説明いたします。説明は1000円未満を切り捨てて、1000円単位で御説明いたしますので、よろしく願います。

左側の歳入でございますけれども、下段の合計額（A）のところをごらんください。歳入の

決算額でございますけれども、16億2145万7000円でございます。その左の列、予算額16億1582万円に対する割合は、100.3%となっております。

次に、右側の歳出でございますけれども、下段の合計欄の（B）決算額が15億9157万8000円で、左側の予算額16億1582万円に対します予算執行率は、98.5%となっております。

歳出の主なものについて御説明いたします。

右側の決算額の欄をごらん下さい。

科目1・総務費、7196万円でございます。

（1）一般管理費で6299万8000円支出しておりますが、これは職員8名分の人件費や保険証の交付に要する事務費等でございます。

次の（2）徴収費896万2000円は、保険料の決定通知や納付書の作成など、保険料の収納業務に要する費用でございます。

次の科目2・後期高齢者医療広域連合納付金は、15億134万円を支出しております。

後期高齢者医療広域連合納付金のうち、（1）被保険者保険料納付金につきましては、後ほど御説明いたしますが、被保険者保険料納付金事業といたしまして、10億6406万8000円を支出いたしております。

その下、保険基盤安定分担金では、4億3727万2000円を支出いたしております。これは、低所得者に係る保険料の均等割額を軽減することによりまして財源が不足する分を補うものでございます。

次に、科目3・保健事業費につきましても、後ほど御説明いたしますが、健康保持増進事業といたしまして、1685万円を支出しております。

それでは、個別の事業について御説明いたします。

427ページをお願いいたします。

被保険者保険料納付金事業でございます。これは、熊本県後期高齢者医療広域連合により賦課しました保険料を八代市、本市が被保険者から収納し、広域連合へ納付するものでございます。

平成24年度は、24年度中に収納しました10億6406万8000円を広域連合へ納付いたしております。

納付金の内訳でございますが、年金から差し引きます特別徴収分で7億3016万2000円、窓口や口座振替により収納した普通徴収分で3億2773万1000円、過年度分は617万4000円でございます。

保険料につきましては、熊本県後期高齢者広域連合によって2年ごとに保険料の見直しを行っております。

次の、右側の今後の方向性でございますが、本事業は、関係法令に基づく義務事業であります。これまで社会保障制度改革国民会議において、制度の存続も含め議論されておりましたけれども、最終報告書には現行制度を基本としながら必要な改善を行うことが適当であると結論づけられておりますことから、今後も制度を継続していくことといたしております。

次に、429ページをお願いします。

健康保持増進事業のはり・きゅう助成につきましては、高齢者の健康増進に寄与することを目的に本市後期高齢者医療被保険者の方などを対象に、はり・きゅう等の施術料の助成をするものでございます。

国民健康保険と同様、指定の施術機関において、はり・きゅう等の施術を受けられる方へ1回につき1000円、年15回を上限とした施設利用券を交付いたしまして助成するというもので、施設利用助成金として831万円、また、年に2回、利用状況のお知らせを送送する事務費として9万7000円支出いたしております。

ます。

財源といたしましては、一般会計からの繰入金となっております。

今後の方向性としましては、本事業につきましても、長期にわたり継続されておりますので、定着しているものと考えております。今後、高齢者の健康の増進のため、周知を図り事業を実施していくものといたしております。

次に、431ページをお願いいたします。

健康保持増進事業、高齢者健診につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第125条の規定に基づき被保険者の健康の保持増進を目的として実施するものでございます。

熊本県後期高齢者広域連合からの委託事業として高齢者健診を実施しております。

決算額は、844万1000円でございます。1104名分の健診委託料と事務費などでございます。

次のページ、今後の方向性でございますが、熊本県後期高齢者医療広域連合の委託を受け実施しておりますので、現行どおり実施していくといたしております。

続きまして、歳入の説明をいたします。

八代市特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。決算書をお願いします。

決算書の48、49ページをお願いいたします。

金額につきましては、右から4列目、収入済額をごらんください。

款1・後期高齢者医療保険料の収入済額は、10億6845万1000円でございます。

項1・後期高齢者医療保険料、目1・特別徴収保険料の収入済額は7億2992万4000円でございます。これは、保険料を年金からの差し引きにより収納した分でございます。

その下、目2・普通徴収保険料、節1・現年度分の収入済額は3億3235万2000円でございます。これは、保険料を窓口や口座振替

により収納した分でございます。

節2・滞納繰越分617万4000円につきましては、前年度から繰り越しました保険料未納分における収納済額でございます。

次に、款2・使用料及び手数料でございます。項1・手数料、目1・督促手数料は27万円でございます。

次に款3・繰入金は5億1443万6000円でございます。

項1・一般会計繰入金、目1・事務費繰入金は7716万3000円でございます。これは、広域連合への出向者2名分を含みます職員8名分の人件費や、各業務に必要な事務経費分を繰り入れたものでございます。

目2・保険基盤安定繰入金4億3727万2000円でございますが、これは、低所得者に係る保険料の均等割額を軽減することに伴います財源不足を補うもので、県負担分が4分の3でございますけれども、県負担分4分の3を一般会計で収入いたしまして、八代市の負担分4分の1と合わせまして一般会計から繰り入れまして、全額広域連合へ支出するものでございます。

続きまして、款4・繰越金でございます。収入済額は2549万6000円でございます。

この繰越金につきましては、出納閉鎖整理期間中に収納いたしました23年度分の保険料でございますが、歳出で御説明いたしましたように保険料納付金として24年度に広域連合へ支出しております。

最後に、第5款・諸収入でございます。収入済額は1280万2000円でございます。

項2・償還金及び還付加算金、目1・保険料還付金の141万7000円は、過年度分の還付済額につきまして広域連合に請求を行ったものでございます。

次に、50、51ページをお願いいたします。

項4・受託事業収入は、目1・後期高齢者医療広域連合受託事業収入、節1・健診事業収入で1137万3000円を収入いたしております。これは、当市で実施いたしました高齢者健診の費用およびデータ管理手数料や、健診にかかる人件費、通信運搬費等の事務費を広域連合が負担いたしましたものでございます。

51ページの収入済額の一番下の欄をごらんください。

歳入総額が16億2145万7000円となっております。

以上が歳入の説明でございます。

最後に56ページをお願いいたします。

歳入総額は16億2145万7000円、歳出総額は15億9157万8000円で、歳入歳出差引額は2987万9000円となっております。

翌年度へ繰り越す財源はございませんので、実質収支額も2987万9000円となります。

なお、先ほど、歳入予算の款4・繰越金のところで御説明いたしましたとおり、この歳入歳出差し引き額2987万9000円につきましては、平成25年度に繰り越し、保険料納付金として広域連合へ支出するものでございます。

以上で、議案第99号・平成24年度八代市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） ただいまの説明について質疑を行います。

増田委員。

○委員（増田一喜君） 420の事務事業の概要というところ、上のほうですね。75歳以上（65歳以上75歳未満の認定者）っていうのの後期高齢者医療の被保険者に対し、申請により高齢者はり・きゅう等施設利用券を交付してありますね。年15回を上限とし、週1回

当たり1000円を助成するという。この前のところのですね、419ページのやっぱり事業概要のところには、はり・きゅう等の施設に対して年15回を上限とし、1回当たり1000円を助成するって、これは両方からもらえるっちゃうようなあれですか。多分これはどっちか一方だろうとは思いますが、こうやって書いちゃうのは。こっちは健康保持増進事業のほうでは、年齢制限して、こうしてあるけど、こっちしてないけれど、こっちももらえるんですか、こら、どういうふうになってる。

○委員長（友枝和明君） 中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。419ページの疾病予防事業のほうは国保加入者、75歳未満の方が対象になります。こちらの次の429ページのほうは後期高齢者医療保険っていうのは、基本的に75歳以上の方が対象となりますので、一応国保でもはり・きゅうの助成をいたします。後期特別会計のほうでも後期高齢者医療に加入されてる方に対して、国保と同じようにはり・きゅうの助成をいたしますということです。

○委員長（友枝和明君） はい、増田委員。

○委員（増田一喜君） 後期高齢のときには申請してしてありますけど、じゃ、こっちはほうのときにはどんなになるんですかね。75歳未満、申請じゃなくて言ったらすぐ。

○委員長（友枝和明君） 中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。一応419ページのほうも一応申請が必要でございます。はり・きゅう助成の申請書というのを出していただいて、利用券を一応交付いたしております。

○委員長（友枝和明君） 増田委員。

○委員（増田一喜君） 要は、全般にカバーできるっちゃうことですね。（国保ねんきん課長

中村伸也君「はい」と呼ぶ）その意味ですね。

（国保ねんきん課長中村伸也君「はい」と呼ぶ）わかりました。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（友枝和明君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 済みません。歳入歳出決算書のほうの49ページで、備考の欄に還付未済額ということで計上が上がっているんですけど、これ、どういう意味をなすものなんでしょうか。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。

○委員長（友枝和明君） 中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 一応、後期保険料として納付していただいて、その後、所得の構成とか納め過ぎの場合、一応お返ししますという通知を出したけれども、この出納整理期間中までにお受け取りがなかった場合、一応、還付未済という形で、基本的には本人さんにお返しするものです。多く支払ってもらったものに対してですね。まだ還付ができていないということになります。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（友枝和明君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。還付ができていないということですけども、還付をするためにどのような取り組みをされたんでしょうか。

○委員長（友枝和明君） 中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 一応、ご本人のほうに通知を出しますし、口座振替も可能ですということで通知は差し上げてるんです、出しております。一応、基本的にはその期間中にお受け取りがなかったということで、実質もう受けとられてる場合もありますし、この、一応、出納閉鎖が5月31日でございます

ので、それ以降お受け取りになってる場合もあります。まだお受け取りにならない場合もあるかもしれませんが、一応、電話と通知を出したり、電話で御案内したりとかいたしております。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（友枝和明君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 済みません、未済になっているかどうかというのは、はっきり教えていただいていいですか。全てが支払われたのかどうかという。

○委員長（友枝和明君） 北田国保ねんきん課主任。

○国保ねんきん課医療給付係主任（北田 剛君） 国保ねんきん課の北田と申します。よろしく申し上げます。

還付未済分につきましては、特別徴収分につきましては、年金からの、お亡くなり以後にいただいた年金については年金から返していいという通知が来てからでしか返せない部分もありますので、全てが返せてる部分ではありません。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（友枝和明君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。きちんと返せるように努力をしていただきたいというふうに思うわけですが、滞納されたときにはすごくですね、住まいまで行って、資産を調べてというような状況までされるわけですから、逆に、やっぱり取り過ぎてたっというような状況のときにも、丁寧にですね、その点をはがき、電話だけじゃなくて、訪問してきちんと説明をして、還付ということをですね、説明をしていただいで、全件数がうまくいくようにですね、お願いをしておきたいというふうに思います。

○委員長（友枝和明君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員（古嶋津義君） いいですか。

○委員長（友枝和明君） 古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） はい。決算には関係なかったですけど、要望としてお聞きをしていただきたいと思いますが、実は、この広域連合のですね、議会のちょっとあり方についてですね。と言いますのが、たしか連合会の会長が幸山熊本市長だったと思いますが、議長が熊本の議長になっと思ったんですが、私も3回ぐらい出席をしましたが、その中でですね、前の市長も1回もおいでにならなかつたもので。そのやっばり、その公務とですね。熊本市にあわせてあるもんだいけん、定足数には達しとつとでしょうけど、ほとんどですね、なかもんだいけん、その日程の調整をですね、今たしか橋本君が外向しとると思いますので、その辺のところば少しお願いしときます。

○委員長（友枝和明君） よろしくお願いたします。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（友枝和明君） 以上で議案第99号・平成24年度八代市後期高齢者医療特別会計決算についての質疑を終わります。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第100号・平成24年度八代市介護保険特別会計決算

○委員長（友枝和明君） 次に、議案第100号・平成24年度八代市介護保険特別会計決算について、歳入歳出、一括して説明を求めます。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）長寿支援課の小林でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、失礼して座らせていただいて説明したいと思います。

○委員長（友枝和明君） どうぞ。

○長寿支援課長（小林眞二君） それでは、長寿支援課が所管しております議案第100号・平成24年度八代市介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明を申し上げます。

歳入の説明につきましては、八代市特別会計歳入歳出決算書で、歳出の説明につきましては、別冊の24年度における主要な施策の成果に関する調書及び土地開発基金の運用状況に関する調書（その3）にて、説明を申し上げます。

決算書は、円単位で記載されておりますが、1000円単位で説明させていただきます。御了承ください。

それでは、まず、平成24年度における主要な施策の成果に関する調書及び土地開発基金の運用状況に関する調書（その3）の433ページをお願いいたします。

まず、決算額で表の下にあります合計欄ですが、歳入合計が127億9156万円。歳出合計が127億6501万6000円。その下の歳入歳出差し引き額が2654万4000円となっております。

また、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支も同額の2654万4000円となっております。

それでは、表の右側の、歳出の決算額について説明させていただきます。

まず、第1款の総務費ですが、平成24年度の決算額は3億1695万6000円を支出しております。

内訳としまして、（1）の一般管理費は介護保険事業の人件費及び事務費などの経費として1億8965万5000円。

（2）の賦課徴収費は介護保険料の賦課徴収に必要な経費として808万7000円。

（3）の介護認定審査会費は要介護認定の審査を行います八代市介護認定審査会の運営経費として2383万1000円。

（4）の認定調査費は要介護認定に必要な訪問調査、主治医意見書作成依頼、認定審査会、認定結果通知などの事務を行うための経費9538万3000円でございます。

次に、第2款は保険給付費でございます。決算額は、120億8405万2000円を支出しております。

介護給付費の財源内訳につきましては、国庫支出金が25%、県支出金が12.5%、市の一般会計から12.5%、2号被保険者の保険料に当たります社会保険診療報酬支払基金からの交付金が29%、第1号被保険者保険料が21%と、おおむねこのような構成になっております。

事業費の内訳としまして、（1）の介護サービス給付費で105億8584万4000円を支出しております。これは、要介護の1から5の認定を受けた方の介護給付費で、ヘルパーなどの訪問介護やデイサービスなどの通所介護、特別養護老人ホームなどの介護施設でサービスを受ける施設介護サービス、市町村が許認可、指導監督の権限を持ち、市町村の裁量で各サービスの整備を行うことのできる地域密着型サービスなどでございます。

次に、（2）の介護予防サービス給付費では7億6015万3000円を支出しております。これは、要支援1、2の軽度の認定を受けた方の介護給付費で、先ほど御説明しました

（1）の介護サービス給付費と内容は同じでございますけれども、軽度認定者であるため、特別養護老人ホームなどの介護保険三施設の施設サービスはございません。

次の、（3）高額介護サービス費の2億2129万3000円、それと（4）の高額介護予防介護サービス費の15万1000円は、居宅

介護サービスまたは施設介護サービスに係る利用者自己負担額が限度額を超えた場合に、超えた分を利用者に払い戻すための費用でございます。

次の、(5)高額医療合算介護サービス費の2839万3000円、それと(6)の高額医療合算介護予防サービス費の7万円は、1年間の医療保険と介護保険の両方のサービスに係る自己負担額の合計が限度額を超えた場合に払い戻す費用でございます。

次の、(7)審査支払手数料の1577万1000円は、介護報酬の請求に係る審査及び支払いを行います熊本県国民健康保険団体連合会に対する延べ16万9976件分の手数料でございます。

次の、(8)特定入所者介護サービス費の4億7171万5000円、(9)の特定入所者介護予防サービス費の66万2000円は、特別養護老人ホームなどの介護保険施設を利用した場合、食費と居住費は全額自己負担となりますが、低所得者については負担額の上限を設け、上限を超えた分を介護保険から給付を行うもので、食費が延べ1万4420件、居住費が延べ5561件分を支給しております。

次に、第3款・地域支援事業でございます。決算額は1億5801万2000円でございます。

地域支援事業は、高齢者が要介護・要支援状態となることの予防を目的とした介護予防事業、行政、事業所、地域住民などの多職種相互が連携し、地域の高齢者やその家族を支援したり、地域の介護支援専門員いわゆるケアマネジャーの業務の円滑実施を支援する包括的支援事業、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう多様な生活支援を行う任意事業の3つの事業で構成されております。

財源構成につきましては、介護予防事業では、保険給付費と同様に、国25%、県12.

5%、市一般会計から12.5%、2号被保険者の保険料に当たります社会保険診療報酬支払基金からの交付金29%、1号被保険者の保険料21%、また、包括支援事業及び任意事業では、国が39.5%、県19.75%、市19.75%、1号被保険者21%となっております。

事業費の内訳としまして、(1)の二次予防事業で59万9000円を支出しております。

二次予防事業は、介護予防事業の中で、将来に介護リスクの高い高齢者を対象とした予防事業で、基本チェックリストを活用した二次予防対象者の把握事業や予防教室などを実施しております。

次に、(2)の一次予防事業では2412万3000円を支出しております。

一次予防事業は、二次予防事業の対象者には該当しない高齢者を対象に、いきいきサロン事業や元気体操教室などの予防事業を実施いたしております。

次の(3)包括的支援事業は1億264万2000円を支出しております。

包括的支援事業は、認知症サポーターの養成講座や市内6カ所に設置しております地域包括支援センターの業務委託などを実施しております。

次の(4)の任意事業では3064万8000円を支出しております。

任意事業は、家族介護支援や相談窓口の確保、配食サービス、成年後見申し立て支援、住宅改修支援などを行っております。

次に、第4款は、基金積立金でございます。

基金積立金では1億385万円を支出しております。これは、介護保険財政に財源不足が生じた場合の財政運営に対応するため、介護給付費準備基金を設置、運用してありまして、運用益である定期預金利子や当該年度の余剰金を、この財政調整基金に積み立てるものでござい

す。

次の第5款・諸支出金では5881万3000円でございます。

諸支出金は、国や県などから負担金や補助金が超過交付された場合に生じる返還金や、被保険者の資格喪失に伴う介護保険料の還付などに係る返還金でございます。

次の第6款・公債費では4333万3000円を支出しております。これは、平成21年度から平成23年度の第4期介護保険事業計画期間において、介護給付費の予測以上の伸びから、介護保険財政上、赤字が生じたため、計画期間の最終年度の平成23年度におきまして熊本県財政安定化基金から1億3000万円の借り入れを行っており、その借入金の返済となっております。平成24年度から26年度までの3年間で返済をする予定となっております。

続きまして、介護保険特別会計の主な事業について御説明申し上げます。

435ページをお願いいたします。

まず、地域密着型サービス給付事業ですが、介護サービスの種類は介護保険法に基づきまして定められており、多くは県が許認可、指導・監査を行う介護サービスとなっておりますが、平成18年度の改正によりまして、高齢者ができるだけ住み慣れた自宅や地域で生活を維持できるように、市町村が許認可の権限を持ち、市町村の裁量でサービスの整備が行われます地域密着型サービスが創設されております。

地域密着型サービスの種類は全部で8種類ほどございますけれども、現在、本市で行っているサービスは、認知症の方がデイサービスセンターなどに通い、入浴、食事などの介護や機能訓練を受ける認知症対応型通所介護、認知症の方が共同生活、いわゆるグループホームに入居しながら介護や機能訓練を受ける認知症対応型共同生活介護、通所サービスを中心に訪問や泊まりを組み合わせ、入浴、排せつ、食事など

の介護や機能訓練を受ける小規模多機能型居宅介護、このほか5種類のサービスを実施をいたしております。

主要施策の435ページの中ほどですけれども、平成24年度の決算額です。12億390万3000円となっております。前年度の平成23年度と比較しますと5948万円、率にして5.2%の伸びとなっております。

事業費の内訳ですけれども、認知症対応型通所介護が2億519万9000円、小規模多機能型居宅介護が3億6975万3000円、認知症対応型共同生活介護が4億7585万3000円、地域密着型特定施設入居者生活介護が6185万4000円、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護が9124万3000円となっております。

財源につきましては、国県支出金が4億8637万5000円、市が負担いたします一般会計からの繰入金1億5048万7000円、40才から64歳の2号被保険者及び65歳以上の1号被保険者の負担する保険料が5億6704万1000円となっております。

続きまして、437ページをお願いいたします。

次の介護予防地域密着型サービス給付事業は、要支援1、2の軽度の認定者が利用できる地域密着型サービスでございます。

平成24年度の決算額が1298万8000円となっております。

23年度と比較しますと302万5000円、率にして18.8%の減となっております。

減額の理由としましては、サービスの利用件数が、平成23年度274件から平成24年度は221件と53件減少したことによるものでございます。

事業費の内訳ですが、介護予防認知症対応型通所介護が86万7000円、介護予防小規模

多機能型居宅介護が1179万円、介護予防認知症対応型共同生活介護が33万円となっております。

財源につきましては、国県支出金524万6000円、市負担の一般会計繰入金162万3000円、被保険者からの保険料収入611万9000円となっております。

続きまして、439ページをお開きください。

次の、老人社会参加事業から地域支援事業費の関係になります。

まず、老人社会参加事業でございます。

この事業は、高齢者が要介護状態、要支援状態となることの予防を目的として、介護予防に役立つ地域活動組織の育成及び活動支援を行う事業で、平成24年度は2119万円を支出しております。

事業の内訳は、まず、いきいきサロン事業で1500万1000円を支出しております。

この事業は、家に閉じこもりがちな高齢者が、生き生きと健康に暮らせるよう、公民館などを利用して、レクリエーションや趣味講座、教育講座、世代間交流など地域の实情に応じて開催をいたしております。事業の実施は、八代市社会福祉協議会に委託しており、昨年度は各地域の高齢者を対象に、市内213カ所で実施をいたしまして、延べ4万7230人の参加実績となっております。

次の、高齢者筋力アップ体操普及事業の348万9000円は、高齢者の転倒や閉じこもり予防を目的として、市内18カ所で、やつしろ元気体操教室を開催し、筋力向上トレーニングを実施するとともに、ボランティア育成や支援を行っております。教室の運営は、平成24年度より市内6カ所にあります地域包括支援センターに委託しております。昨年度の実績は、延べ587回開催いたしまして、延べ7817人の参加者がございました。

次の社会参加事業委託の270万円は、趣味講座や文化伝承活動について、市の老人クラブ連合会に委託し実施しております事業で、高齢者のみずからの生きがいを見出すとともに、趣味講座で修得したことを地域に還元し、地域との交流を図ることを目的に実施しております。趣味講座については年に延べ500回、文化伝承事業については年に延べ40回開催しております。

財源内訳につきましては、国県支出金が794万6000円、一般会計から繰入金264万9000円、被保険者からの保険料収入1059万5000円となっております。

次に、441ページです。

次の介護給付等費用適正化事業では149万4000円を支出しております。

この事業は、介護給付の適正化を図ることで利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付を削減し、持続可能な介護保険制度の構築と市民からの行政に対する信頼感を高めることを目的に、介護支援専門員が作成した介護サービスのケアプランの点検、サービス利用者への利用実績をはがきにより通知することなどを行っております。

主な経費は、介護給付、介護予防給付費実績通知書の発送経費として、はがき印刷代及び郵便料で67万6000円、介護給付支援システム使用料81万8000円となっております。

財源内訳は、国県支出金が88万5000円、一般会計繰入金29万5000円、被保険者の保険料収入31万4000円となっております。

続きまして、443ページです。

家族介護支援事業でございます。家族介護支援事業では622万7000円を支出しております。

この事業は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう

にするため、高齢者及び要介護被保険者を介護する家族などに対し支援を行う事業でございます。

事業費の内訳としまして、介護技術教室事業で29万4000円です。

この事業は、要介護者を介護する家族に対し、適切な介護知識、技術の習得などを図るため、介護技術教室を年18回開催をいたしております。

次の、家族介護者交流事業では54万円を支出しております。

この事業は、介護に関する専門的知識や情報の提供、講演等を行い、また参加者同士の語り合いなどを含めて仲間づくりや、日ごろの介護からのストレスの発散の場を提供する事業でございます。地域包括支援センターに委託しております年18回実施しております。

次の、家族介護用品支給事業では52万1000円を支出しております。

この事業は、家族介護者の経済的な負担を軽減するため、在宅で65歳以上の要介護3、4、5の家族を介護している住民税非課税世帯を対象に、紙おむつ、尿取りパッドなどの介護用品を支給する事業でございます。昨年度は730人の利用がっております。

次の、高齢者短期入所事業では13万1000円を支出しております。

この事業は、65歳以上で要介護認定において非該当の方を対象に、独居で、病気や災害などで一時的に介護が必要になった場合、または同居で、同居者が一時的に介護ができない場合に、施設へ一時的に入所を受け入れるものでございまして、日奈久にあります八代市立保寿寮で実施をいたしております。

財源内訳につきましては、国県支出金が368万9000円、一般会計からの繰入金123万1000円、被保険者の保険料収入130万7000円となっております。

次に、445ページをお開きください。

地域自立生活支援事業では2292万5000円を支出いたしております。

この事業では、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるようにするため、高齢者の安否確認や権利擁護、住宅改修支援などの事業を行っております。

事業費の内訳は、安心相談確保事業で1204万8000円です。

この事業は、おおむね65歳以上の独居高齢者に対し、緊急時に備え緊急通報装置を貸与、設置し、緊急時の対応や定期的に高齢者の安否確認を行うものです。事業の運営は、アズビルあんしんケアサポート株式会社に委託しております。昨年度は、利用者数483人、相談件数979件の実績となっております。

次の、食の自立支援事業委託では841万円を支出しております。

この事業は、食事の支度をすることが困難な65歳以上の独居または高齢者世帯等に対し、居宅へ食事の配達を行い、あわせて安否確認も行うものです。事業の実施は、市内5件の事業所に委託をしております。昨年度は月平均217人の利用者があり、年間延べ2万5824食の配食実績となっております。配食サービスは、昼食または夕食のいずれか週3回を限度に行っており、配食に係る運送費を市が負担しております。

次の、成年後見制度利用支援事業では39万3000円を支出しております。

この事業は、成年後見制度利用が必要な高齢者に対し、市長による成年後見制度の申し立てを行うもので、昨年度は7人の利用者数となっております。

次の、住宅改修支援事業補助金では13万2000円を支出しております。

この事業では、介護サービスの住宅改修の申請に、改修の必要性を認める理由書を作成した

介護支援専門員などに1件当たり2000円の支援費を助成をいたしております。昨年度は66人の利用実績がっております。

次の、福祉電話設置事業経費では2万1000円を支出しております。

この事業は、電話加入権のない65歳以上の独居高齢者に対し、孤独感の緩和及び安否確認を行うため、電話加入権を貸与しており、昨年度は32名の方が利用されております。

次の、24時間対応相談窓口設置委託では192万円を支出しております。

この事業は、地域住民の利便性を考慮し、山間部の坂本町と泉町の2カ所にあんしん相談センターを設置しており、そのための相談窓口設置業務委託料でございます。業務の内容といたしましては、高齢者の各種相談業務を行い、地域包括支援センターへつなぐための窓口としての役割を担っております。坂本町は一灯苑、泉町は社会福祉協議会に委託をいたしております。

財源内訳は、国県支出金1358万3000円、一般会計からの繰入金452万8000円、保険料収入が481万4000円となっております。

以上が歳出の主な内容でございます。

次に、歳入でございますけれども、歳入につきましては特別会計歳入歳出決算書のほうで説明したいと思います。

66から67ページをお開きください。

決算書の、まず、67ページのところなんですけれども一部誤りがございましたので御修正をお願いします。

67ページ右側の備考欄の中ほどになりますけれども、介護給付費交付金（100分の30）3億5231万7000円という記載がございますけれども、ここの交付割合の部分が正しくは、100分の30ではなく、正しくは100分の29でございます。29として修正いた

だきたいと思っております。

また、3行下の地域支援事業支援交付金、これについても同様でございます。100分の30のところ、正しくは100分の29という交付割合となっております。

この交付割合につきましては、23年度までが30%、24年度に29%に変更されておりました、確認ミスでございます。まことに申しわけございませんでした。

それでは、歳入の説明ですけれども、収入済額で申し上げます。

款の1、保険料でございますが、目1・第1号被保険者保険料で収入済額が22億5863万6000円でございます。

節1・現年度分特別徴収保険料として20億5462万6000円を徴収いたしております。これは、65歳以上の第1号被保険者が、年金天引きにより納付する保険料でございます。

節2・現年度分普通徴収保険料では1億9740万3000円を徴収し、その収納率は85.1%となっております。

また、平成24年度の特別徴収及び普通徴収を合わせた現年度の収納率は98.5%で昨年より0.1%下がっております。

節3は滞納繰越分保険料で660万6000円を徴収いたしております。

また、時効によります不納欠損処分を1989万8000円いたしております。

款2・使用料及び手数料で滞納者に対する督促手数料といたしまして49万6000円でございます。

款3・支払基金交付金では、目1の介護給付費交付金といたしまして介護給付費の29%分、35億4452万円、また、目2の地域支援事業支援交付金では介護予防事業費の29%分の966万8000円を収入したところでございます。

次に、第4款・国庫支出金、項1の国庫負担金、介護給付費負担金では21億8249万5000円でございます。国庫負担金の割合は施設介護給付費の15%と、居宅などその他の介護給付費20%となっております。

項2・国庫補助金では10億2302万円を収入しております。

目1の調整交付金で9億6169万4000円。これは、市町村格差による介護保険財政の不均衡を是正するための交付金でございます。

目2・地域支援事業交付金は、介護予防事業費としまして、事業費の25%分の749万5000円でございます。

目3・地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分としまして、事業費の39.5%分の5383万円を収入いたしております。

68、69ページをお願いいたします。

次に、第5款・県支出金、項1・県負担金、目1・介護給付費負担金では17億6260万5000円となり、給付費に対する県の負担割合は、施設介護給付費の17.5%と、居宅などその他の介護給付費の12.5%となっております。

項2の県補助金では、目1の地域支援事業交付金の介護予防事業として、事業費の12.5%分の374万7000円を収入いたしております。

目2・地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分としまして、事業費の19.75%分の2691万5000円を収入いたしております。

項3の財政安定化基金支出金では、目1の財政安定化基金交付事業交付金として9526万4000円を収入いたしております。この交付金は、全国的な第5期の介護保険料の上昇を抑制するため、都道府県が所管しております財政安定化基金の3分の1を取り崩しまして、各市町村に交付したもので、平成24年度のみ臨

時的な交付金となっております。

款6・財産収入では23万9000円でございます。介護給付費準備基金の定期預金利子でございます。

款7・繰入金で18億5317万3000円を収入しております。

目1の一般会計からの繰入金でございますが、節1介護給付費の繰入金としまして15億764万9000円。これは、介護給付に対します市の負担割合12.5%分でございます。

節2・地域支援事業繰入金は、介護予防事業分としまして負担割合は同じく12.5%の309万円でございます。

次に、70、71ページをお願いいたします。

節3・地域支援事業繰入金は、包括的支援事業及び任意事業分として、市の負担割合19.75%の2631万8000円を繰り入れております。

次に、節4のその他の一般会計繰入金の3億1611万4000円は、介護保険特別会計の事務費分の1億2974万6000円及び人件費分の1億8636万8000円でございます。これらは一般会計の繰入金、全てルール分として繰り入れております。

次の、第8款・繰越金です。平成23年度からの繰越金は2697万6000円でございます。

続きまして、第9款・諸収入のうち項3・雑入、目1・第三者納付金で30万円を収入しております。

これは、交通事故などにおきます加害者からの損害賠償金で、本来、交通事故の場合、加害者が被害者に対して直接賠償すべきものでございまして、医療と同様、介護保険は原則使えません。しかし、申し出によりまして、交通事故等による介護サービスの利用があった場合は、保険者が介護サービス費を一時立てかえ、その

後、過失割合により、第三者、加害者より、その介護サービス費を負担してもらうものでございます。

目3・雑入の349万8000円は、認定情報提供料10万6000円、介護報酬返還金309万8000円及び加算金2万8000円、臨時・嘱託職員雇用保険料の市立てかえ分17万8000円などが主なものでございます。

なお、71ページに収入未済額が1875万9000円ありますが、これは、73ページの備考欄の収入未済額の内訳がでございます。これは、介護報酬の返還金1334万4000円と加算金541万5000円でございます。

この返還金は、八代市と宇城市の2つの介護保険事業所が厚労省の運営基準に基づかない事業を行いまして、介護報酬を不正に受給したため、加算金を含めた市への返還金でありまして、その残額分でございます。この残額につきましては、八代市にあります業者は月々の返済計画を提出させ、分割で現在返済を受けることになっておりますけれども、宇城市にございます業者につきましては、返済に応じていただけないことから、熊本地裁に対しまして介護報酬返還請求訴訟を行う予定としておりまして、先日の9月議会にて訴訟費用の補正を行ったところでございます。

以上で、議案第100号・平成24年度八代市介護保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（友枝和明君） ただいまの説明について質疑を行います。

○委員（福嶋安徳君） はい、委員長。

○委員長（友枝和明君） 福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） はい。445ページ、自立生活支援事業ですけれども、これ、食の支援事業なんですけれども、これ、どういった方々に食を支給しておられるのか。

それと、この後見人制度というのは、どういった制度なのか、それをちょっと教えてください。

○委員長（友枝和明君） 野田長寿支援課長補佐。

○長寿支援課長補佐兼地域支援係長（野田章浩君） はい。長寿支援課の野田でございます。よろしく申し上げます。

済みません、食の自立支援事業の件なんですけれども、こちらのほうは食事の準備や調理等が困難な高齢者を対象にしております。対象としましては、65歳以上の単身高齢者または高齢者のみで生活される方になります。あわせて、配食事業者に委託してはるんですけども、安否確認もあわせて行うようにしております。

次に、成年後見制度利用支援事業なんですけれども、これは、認知症等によって判断能力の低下が見られる高齢者を対象に、適切な介護サービスとかですね、財産管理並びに法律行為等の支援を目的とした成年後見制度の活用というふうになっております。

市長申し立てにつきましては、親族を一応調べるんですけども、四親等以内で誰も、その何と言いますか、支援する人がいないといった場合には市長がもうかわって申し立てをすると、それに伴って裁判所のほうが一応後見人を指名するというふうになっております。

以上です。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（友枝和明君） 福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） この食のほうについては、これは申し入れをする制度なんですかね。

それと、後見人については四親等以内ということで、そういった四親等以内の中にも身分の保証というのが、やっぱりきちっと、やっぱり制度を調べてからするわけですか。

○委員長（友枝和明君） 野田長寿支援課長補佐。

○長寿支援課長補佐兼地域支援係長（野田章浩君） 1点目の配食に関しましては、一応申請をしていただきます。内容としましては、週3回、3食ですね、昼食か夕食かの一応助成という感じになります。

次に、成年後見制度につきましては、一応申し立てが、申請があった時点ですね、一応戸籍だとか全部調べまして、その対象者の方に全て通知を出します。同意してもらえるかどうかの話をですね、支援してもらえるかどうかを。その判断に基づいて、一応決定するという形になっております。

○委員（福嶋安徳君） はい、わかりました。

○委員長（友枝和明君） はい。ほかにありませんか。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。439ページの老人社会参加事業ですが、いきいきサロンと高齢者筋力アップ、社会参加事業、いろいろありますが、この参加人数の中の男女の内訳について、大体でよろしいんですが、どれぐらいの比率でありますか。

○長寿支援課長（小林眞二君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。申しわけございません。全体数はですね、資料として準備しておりますけども、男女の内訳はちょっと今のところ準備しておりません。申しわけございません。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 前川委員。

○委員（前川祥子君） はい。ぜひですね、男女の内訳を聞いたかったんですよ。というのが、社会参加の趣味講座、これは文化祭とかでよく御披露される場所ありますが、女性の方々が非常に多いなと思って、非常に皆さん明るくですね、背筋伸ばしてきれいにお化粧してで

すね、生き生きされているのがよくわかってですね、非常にいい講座だなと、そのお披露目だなというふうに思いましたが、この中で男性の方が非常に少ないのがですね、思ったんですよ。それで、全体の長生きの方々がいったら、女性の方が多いんでしょうが、まだまだ65歳以上というふうに年齢幅を広げたら、男性の方もかなりまだまだお元気でいらっしゃると思うんですよ。そういう男性の方々がこういう事業に取り組みたいと思っていらっしゃるのかなと。そこで比率がどれぐらいあるのかなというふうにお聞きしたかったんですが。ぜひ、その点もですね、調べられてですね、男性の方々が少なければ、どういうふうな取り組みでどういったものを持ってくれば、高齢者の男性の方々がそういった事業に入っていきたい、健康増進を考えていただけるかなということもぜひ考えていただきたいなと思います。

そしてですね、全体的にこれらのことを、どう効果を、どういうふうに捉えていらっしゃるかなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（友枝和明君） 小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。男性の参加の取り組みにつきましてはですね、男女の構成比を調べてですね、今後取り組みをしていきたいと思います。

それと、この事業でどれぐらいの効果があるかということなんですけど、どれもですね、数字ではかれるようなものではございませんので、なかなか具体的にお示しすることはできないと思うんですけども、やはり高齢者の方ですね、今後ますますお元気ですね、おられるためには、やはり生きがいづくりであるとか、健康づくりですね、そういったものを取り組んでいただかないとならないと。これは私どものほうからは、そういった場をどんどんと提供す

る必要があるというふうに思っておりますので、これらの事業をですね、継続的に続けていきたいと思っておりますし、また、拡充できる部分はですね、拡充していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（前川祥子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 前川委員。

○委員（前川祥子君） ぜひ、これはですね、積極的に取り組んでいただいて、独居老人の方々がふえておりますので、こういった場に皆さん方が参加されて、体の健康もそうですが、それぞれの話をできるような場を持っていただくことによって、心の健康っていうのにもつながってくると思うんですね。そういうことによって認知症も減ってくるのではないかなというふうに期待いたしますので、ぜひよろしく願いいたします。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（友枝和明君） 福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） はい。自立生活支援のほうなんですけれども、445ページの。これ、住宅改修事業についてなんですけれども、もうちょっと金額的には多いかなと思ったんですけども、これは1件について幾らぐらいの補助があるんでしょうか。66人あるんですけれども、金額的には余り大して多くないような気がいたします。それで、どういった方向について補助を出しておられるのか伺います。

○長寿支援課介護給付係長（吉田 浩君） 委員長。

○委員長（友枝和明君） 吉田長寿支援課係長。

○長寿支援課介護給付係長（吉田 浩君） はい、ただいまの御質問でございますが、住宅改修支援事業の補助金13万2000円につきましては、介護保険制度の20万円の住宅改修とは異なるものでございます。

この13万2000円は1件2000円という金額になっておりますが、ケアマネジャーが居宅サービスであったり施設サービス、デイサービスを使い分けていないとか、ホームヘルパーの派遣、そういったものを使っていられない方に対するものでございまして、本来ならば、ケアマネジャーの業務の中に住宅改修支援というのは含まれているんですが、そういう方につきましては、給付管理を行わない、あるいはサービス事業者との連携調整を行わないということで2000円という分が支給されると。本来であれば、居宅介護支援費の要介護1、2の方には一般的には1カ月1000単位、要介護3、4、5の方には1カ月1300単位というのが給付されることになっているんですが、何も利用がなく、給付管理も行わないという方につきましては、ケアマネジャーの業務といたしまして、理由書作成に当たり1件2000円を支給するというふうになっております。

以上です。

○長寿支援課長（小林眞二君） 委員長、ちょっと補足をさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（友枝和明君） 小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。ただいまの説明、ちょっと補足をいたします。

住宅改修といいますのは、介護給付費の中で含まれておりまして、1件当たり20万円ということになっております。

ここで上がっております金額としまして1件2000円というのは、その申請をする際にケアマネジャーが作成する書類の手数料として1件2000円ということですので、ここでは金額はそう上がっていないということです。

以上です。

○委員（福嶋安徳君） はい。

○委員長（友枝和明君） 福嶋委員。

○委員（福嶋安徳君） それで、こん住宅の改修の20万円を申請するに、その手数料として、これが上がるとということですか。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（友枝和明君） 小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。そうでございます。

○委員（福嶋安徳君） ああ。わかりました、はい。で、えらい少なかなと思った。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。443ページの家族介護支援事業についてお尋ねをしたいんですが。介護保険事業が始まった当時は、非常にこう、施設介護といったところで建物を建てて、そこで介護していくというふうなことが主流になってきた中で、だんだん地域状況、社会状況を経る中で、地域密着型であるとか、家族介護ですよ、在宅介護といったところへだんだん移行してきているような流れがあります。そういった中で、この家族介護支援事業というのがですね、非常にこう重要になってきているなど。同じ介護保険を納めながら、施設に入ると非常にこうサービスなり何なりが受けられるんだけれども、在宅介護というふうになってくると非常に家族の負担も含めてですね、重いっていうふうなのが、ここ近年特に言われてきている中身だろうというふうに思います。そのような中で、この家族介護支援事業っていうのはですね、ますます重要になってくるんじゃないかっていうふうに思うんですけども、そこらあたりはどのように認識されているか。まず、現状認識をお聞かせください。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（友枝和明君） 小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。ただいまですね、お話あったとおりでございますけれども、今、国のほうでもですね、今後の方針と

しましては、施設から在宅へというような考え方で、在宅の医療の充実であったりとか、在宅の介護の充実、そして、そういった介護と医療の連携ですね、そのほか、さまざまな生活支援、サービスを一括して提供できるような体制づくりを目指すというふうにされておりますので、第6期ですね、27年度以降の介護保険事業計画に向けて、今、国のほうが具体的な議論を進められているところだと思いますので、その方針がですね、どういったふうに示されるのかというのは今後のことでございますので、そういった国の動きを注視しながら、本市におきましてもですね、その流れに即しまして体制づくりをしていかなければならないというふうには考えております。

以上です。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員長（友枝和明君） 幸村委員。

○委員（幸村香代子君） はい。今回、そういった意味では不用額が200万程度出てますよね。これは、その理由について、ちょっと教えてもらっていいですか。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（友枝和明君） 小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。まず、予防事業に第2次予防と第1次予防というのがあるんですけども、この第2次予防の部分ですね、この対象者の方っていうのは介護認定を申請されて、それに該当されなかったと、介護に認定されなかった方、それと、75歳以上の方に全員チェックリストっていうのをお送りしまして、それを返送してこられた中で、その中身を見ましてですね、この方々にはそういった支援が必要だと、予防のですね、必要だっていう方々を、対象者を絞りましてですね、対象者リストをつくるわけなんですけれども、それをもとに包括支援センターのほうから直接ですね、出向いていただいて、介護予防の事業に御参加

されませんかとか御案内するんですけれども、なかなかまだ実際お元気であるということで、まだまだ私はいいというふうなことで、参加していただけないという部分でですね、予定したものよりもちょっと予算が余ってしまったということですよ。

○委員（幸村香代子君） はい、わかりました。

○委員長（友枝和明君） いいですか。

○委員（幸村香代子君） はい。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（友枝和明君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。直接、その財政の部分とは関係がないんですけども、認定審査の部分でお尋ねをしたいんですけど、まず、介護認定を受けられるために認定審査会にかかるわけですけど、申請を上げられた方が全て認定されたかどうかという点について、件数を御紹介いただきながら御説明いただけますか。

○長寿支援課長補佐兼審査認定係長（西田裕一君） はい。

○委員長（友枝和明君） 西田長寿支援課長補佐。

○長寿支援課長補佐兼審査認定係長（西田裕一君） 西田でございます。よろしく願いいたします。24年度の実績でございますが、審査会での審査件数が9678件ございました。このうち、非該当になられたケースが0.8%に当たります73件ございました。

以上です。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（友枝和明君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。ありがとうございます。

それとですね、認定をいただかないと、この制度も活用できないということで、心待ちにしておられる方がたくさんおられるわけですよ、早く制度を活用したいと。どやんなつとる

状況だろかということで、申請から認定審査会まで大体どの程度で、御本人さんに、申請をされた方に介護認定の通知っていうのが出ているのかってところをお聞かせいただけますか。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（友枝和明君） 小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。制度の中でですね、申請を受けてから30日をめどとしてですね、認定の結果を出さなければならないという規定がございますので、本市としましても、その30日をめどにですね、結果を出すようにいたしております。ほぼ30日前後で今結果が出ているのかなと思いますけれども、その結果が出ればすぐにですね、御本人様に通知を差し上げているというような状況でございます。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（友枝和明君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） はい。30日前後ということで、そういう場合をはずれるようなときには、できればそういった状況をですね、申請者の方に一旦御連絡いただくということも必要かと思っておりますので、その点、御配慮をお願いできればというふうに思っております。

それと、先ほど件数のほう御紹介いただいたんですけども、認定審査会と申請をされた方が、やっぱり思いが一つにならないとですね、やはりこう、いかぬと言いますか、何と云うのかな、要介護度が申請者はまだ重いというようなことを思っられることもあるのかなと思うんですが、そういった認定審査会と申請者のほうのずれっていうんですかね、そういった件数は出てきておりませんか。例えば、不服申し立てっていうんですかね、そういったものがあつたのか、なかったのか。そのあたりをお知らせいただければと思います。

○委員長（友枝和明君） 小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。まず最

初の、認定の結果が遅れる場合のお知らせの件
なのですが、ただいま、今もですね、例えば申
請されて、ちょっと病気になって入院されたと
かということで調査にちょっと行けないとかで
すね、いうケースも出てまいりますので、そう
いった場合にはですね、遅れますよという通知
は現在も行っております。

それと、2点目なんですけれども、確かにで
すね、御本人さんの考えていらっしゃる介護度
とですね、出てくる結果とそぐわないというよ
うなですね、御意見もたまにございますけれど
も、今のところ、24年度に関しましては不服
審査の申し立てはなかったと思います。ござい
ませんでした。

○委員長(友枝和明君) 大倉委員。

○委員(大倉裕一君) はい。今後も適正、適
正って言いますか、審査を行われると思いま
すけれども、万が一、そういうずれが生じるよ
うなときがあったときにはですね、お互いの思
いを尊重していただきながら、適切な対応をと
られるようお願いをしときたいというふうに思
います。

○長寿支援課長(小林真二君) はい。

○委員長(友枝和明君) 小林長寿支援課長。

○長寿支援課長(小林真二君) はい。そのよ
うにしたいと思います。今もですね、御相談が
あった場合に再申請もできますので、そちらの
ほうはいかがですかというふうな御案内をしな
がらですね、対応しているところでございま
す。

○委員(大倉裕一君) はい。ありがとうございます。

○委員長(友枝和明君) ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(友枝和明君) 以上で議案第100
号・平成24年度八代市介護保険特別会計決算
についての質疑を終わります。

小会します。(「ありがとうございました」と

呼ぶ者あり)

(午後3時56分 小会)

(午後3時57分 本会)

○委員長(友枝和明君) 本会に戻します。

それでは、以上で本日の日程は全て終了いた
しました。

次の委員会は、11月11日月曜日、午前
10時開会となっております。よろしくお願
いいたします。

それでは、これをもちまして、本日の決算審
査特別委員会を散会いたします。

(午後3時57分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定に
より署名する。

平成25年11月8日

決算審査特別委員会

委員長